

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律（昭和五十二年法律第七十一号）の一部を

次のように改正する。

附則第二項中「昭和七十二年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。



## 理由

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成十九年三月三十一日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。